

遺伝子組換え作物の栽培に関する指針（平成27年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">遺伝子組換え作物の栽培に関する指針</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（栽培に当たって遵守すべき事項）</p> <p>第4 県内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、栽培の実施に当たって次のことを行う。</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 栽培実績等の報告</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培において、計画変更を行う場合、速やかに遺伝子組換え作物栽培計画変更届出書（以下「変更届出書」という。）を知事に提出すること。</u></p> <p><u>（3）栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培を中止する場合、速やかに遺伝子組換え作物栽培中止届出書（以下「中止届出書」という。）を知事に提出すること。</u></p> <p>6 不測の事態への対応</p> <p>（略）</p> <p>第5から第9まで（略）</p> <p>附 則 この指針は、平成22年3月5日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成23年5月11日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">遺伝子組換え作物の栽培に関する指針</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（栽培に当たって遵守すべき事項）</p> <p>第4 県内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、栽培の実施に当たって次のことを行う。</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>5 栽培実績等の報告</p> <p>（1）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（2）栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培を中止する場合、速やかに遺伝子組換え作物栽培中止届出書（以下「中止届出書」という。）を知事に提出すること。</u></p> <p>6 不測の事態への対応</p> <p>（略）</p> <p>第5から第9まで（略）</p> <p>附 則 この指針は、平成22年3月5日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成23年5月11日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成27年4月1日から施行する。</p>

附 則
この指針は、平成31年4月1日から施行する。